

2024 年度 事業計画書

一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復支援センター

ギャンブル等依存症対策については、2018年10月に公布、施行されたギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）に基づき、国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務が定められ2019年4月には、政府が策定するギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）により、関係事業者の取り組むべき具体的な施策が明記され、当センターに関する事項についても定められているところである。

基本計画については、第1期が2022年3月末に終了し、同年4月からは第2期基本計画が実施されており、2024年度はその最終年度となる。

当センターでは、基本計画に定められた施策を確実に実施するため、2024年度については、無料相談コールセンター運営事業として、早期発見、適切な介入も目的として年間約8,000件（月間平均：約666件）の入電を想定し、お困りの方の痛みや負担の軽減につなげるため、相談者一人ひとりに寄り添った対応を行う。

さらに、希望者に対し、対面を主とする継続カウンセリング、金銭問題における司法書士との相談、医療機関などの初診料（初回利用料）を含む最大3回までの支援制度を継続して実施し、依存症者の回復・支援事業を行う。

上記の事業をはじめ、ギャンブル等依存症に関する調査研究事業として、ギャンブル等依存症の現状及び依存症から身を守るための「正しい情報」を発信するため、コールセンターに寄せられた入電内容を取りまとめ、月次レポート及び相談内容を分析したアニュアルレポートを公表するとともに、学生をはじめとする幅広い年代に対し、普及啓発の場を設ける等により、ギャンブル等依存症の予防・回復に努めていく。

事業計画

1. 無料相談コールセンター運営事業

- (1) 24時間年中無休で無料相談を受け付け、ギャンブル等依存症の相談対応をするほか、要望や相談内容に基づき医療機関及び公的機関等を案内
- (2) コールセンター利用者で希望される方に対し、全国に10ヵ所設置されているカウンセリングルーム、電話及びオンラインにて無料でカウンセリングを実施
- (3) 相談者に対しSMSを活用し、相談後の実態を調査
- (4) 法律家・医師による無料相談の実施
- (5) インターネット広告による相談窓口の周知強化
- (6) 対応カウンセラーに対するスキルアップを目的とした研修の実施
- (7) 実態把握・対応品質向上のための月例会議の実施

2. ギャンブル等依存症者に対する回復支援事業

- (1) コールセンター利用者に対する初診料（初回利用料）を含む最大3回までの診察料等への助成
- (2) ホームページにおける全国の公的・医療機関、国、自治体等の支援制度リストの作成、公表

3. ギャンブル等依存症に関する調査研究事業

- (1) ギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容を取りまとめたデータを用いて、アニュアルレポートの作成・公表
- (2) ギャンブル等依存症に関する情報収集及び調査研究を実施するため、各種セミナーや講演会へ参加

4. ギャンブル等依存症予防に関する事業

- (1) 自治体や専門家と連携強化を図り、幅広い世代及び地域を対象とした一般市民への情報提供を実施
- (2) ギャンブル等依存症に係る予防教育ツールとなる広報物の作成及び配布
- (3) ギャンブル等依存症に携わる事業者向けの研修プログラムの開発及び実施
- (4) 入電データを取りまとめた月間レポートの作成・公表
- (5) ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から20日）において、SNSを活用した啓発の実施
- (6) ギャンブル等依存症問題啓発週間における特設ページの制作
- (7) 自身のギャンブル等依存症の状況が簡易的に診断できるギャンブル依存症セルフチェックツールの積極的に広報活動を行い、内容の調査分析の実施